

※令和4年10月サービス提供分から使用

2-7 訪問型サービス(独自)サービスコード表

座間市介護予防訪問介護相当サービス指定事業者が使用します。(27年4月以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業者など)

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要 支援1・要支援2 (週1回程度)	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割				
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・要 支援1・要支援2 (週2回程度)	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割				
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	要支援2(週2 回を超える程 度)	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割				
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規 模事業所加算		所定単位数の10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算	1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200 1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算		100単位加算	100 1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ			200単位加算	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(ア)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の13.7%加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(イ)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10.0%加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(ウ)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の5.5%加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改 善加算	(ア)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の6.3%加算	1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(イ)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の4.2%加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の2.4%加算	

赤色で表記されているサービスコードは令和4年10月1日の施行より適用となります。